

音振動は受忍限度の範囲内であり、それによる権利利益の侵害の蓋然性はなく、③については、上記原告らの居住する地点は工事現場の境界からかなり離れていて、受忍限度を超える騒音振動の到達侵入はありえず、権利利益の侵害はない（なお、後述するように（第4）、本件調節池建設工事の有する公共性を併せて評価すると、①ないし③について、到底、差止請求を認めるべき違法性はないというべきである。）。

以下詳述する。

(2) 工事車両の走行に伴う交通事故で生命・身体を侵害されるおそれ(上記①)

ア 原告は本件工事により工事車両の通行量が多くなり、周辺住民、特に通学をする小学校低学年を含む生徒の交通事故の危険性が飛躍的に高まると主張する。しかしながら、原告らの主張する、交通事故が生じた場合に侵害されうる生命・身体が極めて重要な被侵害利益であることは否定しえないとしても、その侵害の危険は、以下に述べるように、単に抽象的なものに過ぎないというべきである（東京高裁平成15年9月29日判決・訟月51巻5号1154頁参照）。

イ 被告準備書面(1)第2.3(2)ア記載のとおり、工事車両の通行ルートは、本件調節池予定地から境川に設置する工事用仮橋をとおり国道16号線に至る相模原市側のルート（ルート①、約200m）と本件調節池予定地から同56号線に至る町田市側のルート（ルート②、約900m）を利用することになっている（甲7の1、図5）。

そして、被告は交通事故を防止するため、被告準備書面(1)第2.3(2)、(3)記載のとおり、種々の対策を講じているが、通学する生徒が交通事故に遭う危険性を除去するとの観点からいえば、以下の対策が有効である。

すなわち、工事車両のような大型車両による交通事故としては、車両を右左折する際に、死角に入った歩行者あるいは自転車利用者を巻き込む等の事案が考えられるところ、被告は、工事車両の待機場所の確保や無線機

による誘導等により、通行ルートの渋滞や駐停車を防止し、併せて相互通行を抑制することで死角をなくした上で、工事現場の出入口や工事現場周辺の見通しの悪いカーブ、都道・国道入口に交通誘導員を配置することとし、可及的に上記のような交通事故防止を図っている。

また、ルート①には4名、ルート②には6名の交通誘導員の配置を予定しており、交通誘導員が配置されていない道路より安全性が向上することは明らかである。

さらに、大型車両の現場出入り開始時間を通学する生徒等が多い時間を避け（甲8の1図17参照）、朝9時からにすることとし、また、工事車両は徐行運転することとなっているから、通学する生徒などの飛び出しによる交通事故が生じる潜在的な危険性をも軽減させている。

以上の被告の対策からすれば、工事車両の通行による交通事故の危険は具体的・現実的なものではなく、単に抽象的なものにすぎない。

(3) 工事車両の走行による騒音・振動で日常生活の平穏が害されるおそれ  
(2)

ア また、原告らは、工事車両の通行による騒音振動等により良好で平穏な住環境が破壊されると主張している。

しかしながら、以下のとおり、そもそも本件工事に伴う車両走行による騒音振動等により原告らの良好で平穏な住環境が破壊される蓋然性はない。

イ すなわち、工事車両は常時、継続的に走行しているのではなく、間欠的に走行するものであり、ルート①及びルート②において最も走行頻度の高いコンクリートミキサー車において、調節池一本体工の時期（工事着手後4年目から6年目にかけて）に、1日平均85台程度の走行を予定しており（被告準備書面(1)第2・2(4)イ（17頁）。上記(2)で述べたように、徐行運転で走行する。）、それ以外の期間は上記よりも低い頻度での車両走行となる。

また、工事車両ルートは車道舗装工事を実施し（ただし、現時点では原告らの反対で同工事に着手できていない）、徐行運転を実施することで（同イ）、工事車両の交通量増加による影響が最小限になるように対策を講じるものである。

以上より、工事車両の走行による騒音振動により良好で平穏な住環境が破壊されるとの原告の主張は、その蓋然性はなく、失当である。

ウ なお、仮に本件工事に伴う工事車両の走行による騒音振動により良好で平穏な住環境を侵害することがあったとして、それが人格的利益として何らかの法的保護を受けるものであったとしても、具体的には日常会話や電話、テレビ聴取に支障があるといったものであること（平成7年差止め最判）に鑑みれば、差止請求権を基礎づける法的根拠として薄弱であると言わざるを得ないことを付言する。

(4) 本件調節池建設工事そのものから生じる騒音・振動により日常生活の平穏が害されるおそれ (㉓)

ア また、原告らは、本件調節池建設工事そのものから生じる騒音振動により良好で平穏な住環境が破壊されると主張している。

しかしながら、以下のとおり、そもそも本件調節池建設工事そのものから生じる騒音振動により原告らの良好で平穏な住環境が破壊される蓋然性はない。

イ 騒音振動の発生源となる本件工事現場では、法や国の規定等に基づく低騒音・低振動型、排出ガス対策型建設機械を使用し、工事敷地境界に防音パネルを設置することで環境基準（55～65デシベル）を目標として騒音を抑えることとしているところ（被告準備書面(1)第2・3(4)ア）、60デシベルが「銀行の窓口周辺」（乙16）とされていることからすれば、平穏な環境は保たれているといえる。

さらに、パイプコンベヤによる騒音の想定は約50デシベルであるところ

ろ（同ウ）、昼間の高層住宅地域のような環境であって（乙16）、パイプコンベヤの周囲に防音パネルを設置することも併せて考えれば、平穏な環境は保たれているといえる。

ウ また、上記原告らの住居は、本件調節池予定地から十分離れていて（別紙）、工事騒音振動が到達するまでに一定程度の減衰が見込まれる。

(5) 以上のとおり、被侵害利益が差止請求を基礎づける利益として薄弱であり、また被侵害利益に対する侵害発生の蓋然性も低いものである。

## 5 営農者関係（原告目録番号32）

(1) 原告 [REDACTED] は営農者であり、本件工事によって井戸が枯れてしまい、井戸水が利用できなくなることで、営農者として著しい損害を受ける（農業を営む利益が侵害される）おそれがある旨主張するようである。

しかし、原告 [REDACTED]

### (2) 地下水を利用する権利・利益

原告 [REDACTED] は、営農権を侵害される旨主張するが、その具体的・実質的内容は本件工事によって井戸水（地下水）を使用する権利利益を侵害されると主張するものと解される。

飲用や農業用の地下水の利用関係については、特段、河川法や鉱業法の対象とされておらず、また慣習法上の物権とされる温泉権とも異なるものである。地下水そのものは、一般的に土地の構成部分として土地所有権に帰属するものと解される（民法207条。新版注釈民法(6)・[補訂版]・21頁、130頁、222頁参照）。

すると、本件において、原告 [REDACTED] が営農場所において地下水を利用する権

利利益とは、本来的には土地所有者に帰属する当該権能について、土地所有者から債権的に使用権を取得していると解さざるを得ない。

したがって、原告■■■■の当該使用権は、差止請求の法的根拠としては薄弱であると言わざるを得ない（前記第2・2）。

(3) 水枯れの可能性が単なる抽象的なものであること

さらに、本件工事により原告■■■■の営農地において地下水が枯渇する蓋然性はない。

被告準備書面(1)第2・3(5)でも述べたとおり、本件工事にあたっては、事前に周辺地下水への影響の可能性についての調査(地質調査、地下水調査、井戸分布調査)が行われ、影響がないよう工法を選択したものである(土留・遮水工法)。さらに工事中において、観測井による地下水調査(地下水位の調査)、及び必要に応じて水質調査を実施するものである。

原告■■■■にいう水枯れの被害の可能性は、何ら具体的・現実的なものでなく、単に抽象的な可能性、危惧感に過ぎない。

(4) 事後的に原状回復が困難でないこと

万が一、工事による被害(水枯れ)が発生したと判断される場合は、適切に補償を行うものである(一般的には、既設井戸の掘り下げ、又は新規の井戸掘削等に要する工事費用を負担することによる。乙17参照)。このように、工事による水枯れ被害については、損害回復が十分可能であることも、被侵害利益が差止請求の法的根拠として薄弱であることの証左である。

#### 第4 差止請求に係る違法性について(本件調節池の公共性ないし公益上の必要性)

##### 1 原告らの認識の誤りについて

原告らは、「本件周辺地域では、境川の形状から考えて、大規模な水害が生じることとは考え難い」(訴状第6・3)とか、「境川の他の箇所での治水事業が進んでいない以上、その効果は極めて限定的なものにすぎない」(同・2)などと

述べるが、以下のとおり全くの認識不足であり、本件調節池整備には高度の公共性ないし公益上の必要性があるのである。

## 2. 境川における水害の危険性（水害対策の必要性）

(1) 原告らは、本件周辺地域では、境川の形状から考えて、大規模な水害が生じることは考え難いなどという。原告らの言う「大規模な水害」とはどのような規模の水害を指しているのか不明であるが、二級河川である境川であっても過去に幾度となく水害が発生している（甲1・13～14頁）。

平成20年以降についても、被告準備書面(1)第1・4（9～10頁）でも述べたように、被告管理区域において、平成20年、平成26年、平成28年、平成29年と水害ないしその直前の状況が出現している（乙18の1～乙21）。

(2) 気象の状況によって降雨の状況（降雨量及び継続時間、どの地域に降雨が集中するか等）は多様であって、本件調節池建設予定地付近において最近水害が発生していないからといって、今後同地に水害は起きないと断言できる根拠は何もない（乙3・12～15頁参照）。むしろ、境川周辺では、時間雨量50ミリを超える豪雨があるといつ洪水が起きてもおかしくない状況にある（町田市が公表しているハザードマップ（乙11）によれば、2m以上の浸水が発生する可能性もある）。

洪水は急激に起こることがあり、危険性を過小評価し、自分は大丈夫といった過信（いわゆる「正常性バイアス（normalcy bias）」）から避難が間に合わなかった事例は枚挙に暇がない。ひとたび洪水が発生すると、瞬時かつ広範囲に生命、身体、財産に回復困難な損害が及ぶ危険が生じる。

かかる状況の下で、境川の周辺住民の生命・身体・財産を守るため、洪水の発生を可能な限り未然に防止し、また洪水が発生した場合にもその被害を軽減するために必要な措置を講ずることは、河川管理者たる東京都知事の責務である（河川法16条の2第2項参照）。

### 3 本件調節池の機能（手段としての相当性）

(1) 原告らは、本件工事が治水工事であることから、公共性ないし公益上の必要性が一般的に認められるとしたうえで、境川の他の箇所での治水事業が進んでいないことからその効果は極めて限定的なものに過ぎないなどと結論付けている。

しかし、原告のかかる主張は全く認識を誤っている。全く逆である。他の箇所（具体的には、下流の神奈川県管理区間）で治水事業が進んでいないからこそ、被告管理区間において本件調節池を先行整備することが焦眉の急となっているのである（甲2・71頁）。なお、本件調節池は、神奈川県の整備完了後、被告管理区間の河床掘削を実施した後も、レベルアップした目標整備水準である時間65ミリの降雨に対応する施設として効果を発揮するものである。

(2) 被告準備書面(1)第1. 2(2)で述べたとおり、被告管理区間では護岸整備率（時間雨量50ミリ）が既に98%に達しているにもかかわらず、下流の神奈川県管理区間では、現状では時間雨量30ミリ対応程度の能力しか有していない。このため、被告管理区間においては、下流神奈川県管理区間の能力に合わせ、計画河床まで掘り下げず、下流への流下量を時間30ミリ降雨対応程度に抑制している。下流の神奈川県管理区間でネック区間の解消等を含め時間雨量概ね60ミリの降雨に対応できる状態になるまでには、30年程度を要する見込みである。

しかしながら、前記2のとおり、境川における水害発生の蓋然性は高く、下流区間での神奈川県による河川整備を待っている時間的余裕はない。

(3) こうして、洪水の発生を防止するための手段として本件調節池を整備する必要がある（甲2・71頁）。

すなわち、河道整備による場合、河道を拡張するための用地買収が必要となり、膨大な費用と時間がかかる。また、流域対策による場合、公共施設の

整備や民間開発の機会を捉えて実施するところ、整備する位置や時期について計画的に進めること、及び設置後の維持管理に困難が伴う（被告準備書面(1)第1・6）。

これに対して調節池は、調節池より下流に流下する流水の一部をあらかじめ取水することで下流への流水量を調節することができ（ピークカット。被告準備書面(1)第1・5）、公共用地において整備することができれば、用地取得に係る期間をショートカットして整備することができ、河川の安全性を早期に実現することができる。

#### 4 境川流域住民の諸利害等について（公共性）

- (1) 本件調節池によって、原告らの居住する本件調節池直近の下流域は、溢水による水害に対する安全性が高まるのは疑いのないことがらであり、それよりもさらに下流の被告管理区間においても、水害に対する安全性が向上する。また、本件調節池を担保として上流部の河床掘削が一部可能となり、上流における流下能力が増すことから、上流区域においても、水害に対する安全性が向上する（被告準備書面(1)第1・5(2)）。

このように、本件調節池整備によって利益を受ける住民の範囲は広範に及ぶものである。事実、町田市が市民との意見交換の場として開催している市政懇談会等で、市は多くの自治会・町内会から境川の早期整備と防災安全の要望を受けている。また、平成29年10月の町田市市政懇談会において、境川金森調節池の周辺の南地区町内会・自治会連合会が、市に対し、「境川の整備対策」及び、「境川の洪水及び内水氾濫に危機感を持つ、金森・南町田・鶴間地区への対応はどうか」といった項目について要望しているように、境川の氾濫対策を望む住民は、市内に広く存在している（乙22～乙25）。調節池整備は、現状においてその要望に対し最も効果的な対応ができる対策である。

- (2) 他方、本件調節池整備には長い期間を要するものであるところ、現場周辺



住民やスポーツ広場利用者にとってさまざまな負担を伴うことも事実である。しかし、上記のように、広範囲の住民が利益を受けるものであるから、本件調節池整備に伴う負担を広範囲の住民で負担するという方法もあり得るのである（例として、流域自治体、住民の連携による代替施設、機能の提供等）。

#### 5 本件調節池工事には差止めに係る違法性はないこと

前記第3に述べたように、原告らには被侵害利益はないか、あったとしてもその蓋然性は低いものであるか、又は差止請求の根拠として薄弱である一方、上記に述べたように、本件調節池整備には高度の公共性ないし公益上の必要性があり違法性はないから、原告らの差止請求には理由がないというべきである。

### 第5 求釈明

被告は、原告らに対して以下の文書の提出を求める。

1 町田市回答1(1)において、昭和61年に、町田市と本件委員会とで「西田スポーツ広場協定書」を締結されているとあるが（前記第3・1(1)ア）、原告[REDACTED]は本件運営委員会の委員長である（甲18）。

よって、同協定書を提出されたい。

2 町田市回答1(2)において、平成27年4月以降、町田市と本件委員会とで「土地使用貸借契約書」を締結されているとあるが（前記第3・1(1)イ）、原告吉次誠吉は本件運営委員会の委員長である（甲18）。

よって、同契約書（直近のもの）を提出されたい。

3 本件工事により影響を受ける園庭（代替遊戯場）の代替地について、原告が町田市に斡旋（甲24による斡旋を除く。）を求めたこと、又は町田市から紹介をうけたことはあるか。また、園庭代替地について町田市との交渉の全経緯を提出されたい。

なお、甲24、甲25は平成28年のものであり、また対象箇所（市営公園駐車場）は、こぼと保育園から2km以上離れていて（所要時間徒歩26分）、

園庭の代替地とは解されない（ガイドライン上は園庭は、徒歩5分以内とされている。）。

本書面で述べたように、被告は、平成30年2月に、こぼと保育園に隣接する河川用地を園庭代替地の候補として町田市に紹介しているところである。

以上



